

(CC0 コモンズ証日本語版ドラフト)

CC0 1.0 汎用

著作権の不在

ある作品に本コモンズ証を関連づけた者は、その作品について世界全地域において著作権法上認められる、その者が持つすべての権利(その作品に関する権利や隣接する権利を含む。)を、法令上認められる最大限の範囲で放棄して、パブリック・ドメインに提供しています。

この作品は、たとえ営利目的であっても、許可を得ずに複製、改変・翻案、配布、上演・演奏することが出来ます。下記の「その他の情報」も参照して下さい。

その他の情報

CC0 でライセンスされた作品が利用される際には、いかなる場合であっても、あらゆる者の有する特許権または商標権への影響はなく、またその作品や作品がどのように利用されるかに関して第三者が保有している可能性のある権利（パブリシティ権やプライバシー権などを含む。）への影響はありません。

明示的に異なる宣言がなされている場合を除いて、作品に本コモンズ証を関連づけた者は、適用法令上認められる最大限の範囲で、その作品について一切の保証をせず、またその作品のいかなる利用に関する責任も負いません。その作品の利用や引用の際、作者や、確約者からの推奨があるかのような示唆をしてはいけません。

(CC0 本文日本語版ドラフト)

CC0 1.0 汎用

目的の説明

世界の大部分の法域の法律は、新規の著作物および（または）データベース（以下、それぞれを「作品」という。）の創作者およびその承継人（以下、あわせて「権利者」という。）に対して、独占的な著作権および関連する権利（定義は後述する。）を自動的に与えている。

権利者の中には、創作的、文化的、科学的作品の共有地（以下「コモンズ」という。）に貢献する目的で、作品についての自己の権利を恒久的に放棄することを望む者がいる。コモンズでは、一般の人々が、確実に、かつ後発的な侵害の主張をおそれることなく、そのような作品をベースに使い、改変し、他の作品に取り込み、再利用し、再配布することができる。これらの行為は、どのような態様によっても、商業目的を含むどのような目的でも、可能な限り自由に行うことができる。

このような権利者は、フリー・カルチャーの理念を普及させ、創造的、文化的、科学的作品のさらなる創造を促すことでコモンズへ貢献することができる。あるいはまた、他人による利用や他人の活動を通じて、自己の作品の評価の獲得や、自己の作品のさらなる流通を実現するために、コモンズへ貢献することができる。

上記ならびに（または）その他の目的および動機のために、作品に **CC0** を付する者（以下「確約者」という。）は、追加の対価または補償を一切求めることなく、確約者が本作品の著作権および関連する権利の権利者である限り、すすんで本作品に **CC0** を適用し、**CC0** の規程に従って、自らの作品を公に配布する。この行為は、確約者が、本作品について確約者が所有している著作権および関連する権利、**CC0** の意味、および **CC0** がこれらの権利に及ぼす法的効果を理解したうえで行われる。

1. 著作権および関連する権利 **CC0** の下で利用可能とされる作品は、著作権、および関連しまたは隣接する権利（本規程において「著作権および関連する権利」という。）によって保護されている場合がある。著作権および関連する権利には以下に掲げるものを含むが、これに限られない。

- ・作品を複製し、改変・翻案し、配布し、上演・演奏し、展示し、提供し、および翻訳する権利;
- ・著作者および（または）実演家が保有する人格的権利;
- ・作品中に表現される人物の画像または肖像に関するパブリシティ権およびプライバシー権;
- ・作品に関連して行われる不正競争を防止する権利（ただし、**4(a)**に基づく制限の対象となる）;
- ・作品に含まれるデータを抽出し、拡布し、利用し、および再利用する権利;

・データベースの権利（たとえば「データベースの法的保護に関する指令」（1996年3月11日の、欧州議会および欧州委員会による、96/9/EC指令）、およびその指令のあらゆる国レベルでの履行により生じる権利をいい、そのような指令のあらゆる改正版および後継版により生じる権利を含むものとする。）【野口：日本語としての分かりやすさから考えたときに、anyを「どのような～であれ」と訳す必要はなく、any and all的に（すべての、あらゆる、と）訳したほうがよいかと思いました。】；および、

・その他、世界中で、適用される法令または条約、および、それらのあらゆる国内履行に基づいて生じる、上記各権利に類似し、同等の、または対応する権利。

2. 権利放棄 確約者は、適用される法令に基づいて許容され、かつこれに反しない最大限の範囲で、明示的に、完全に、恒久的に、取消不能および無条件の形で、現に知られているか否かにかかわらず、確約者の本作品の著作権および関連する権利、ならびに関連する請求および請求原因（現在および将来の請求および請求原因を含む。）を放棄し、または主張しない（以下、あわせて「権利放棄」という。）。その権利放棄は、(1)世界中のあらゆる地域で、(2)適用される法令または条約により与えられる最大限の期間（将来の期間延長を含む。）について、(3)現在または将来のあらゆる媒体について、かつ複製回数を問わず、(4)商用、広告、または宣伝目的を含むあらゆる利用目的について行うものとする。

確約者は、公衆に属するあらゆる者の利益のために、確約者の者の相続人および承継人に不利益が及ぶ形であっても、権利放棄を行う。この権利放棄は、「目的の説明」において述べたような公衆による本作品の平穏な享受を害するような撤回、取消、解約、解除その他実体法上または衡平法上の訴えの対象としないことをまさに意図して行うものである。

3. パブリックライセンスによる補完 権利放棄のいずれかの部分について、その理由の如何にかかわらず、適用される法令の下で無効であり、または効力が生じないものと司法上の判断がされたときは、権利放棄の効果は、確約者による「目的の説明」の表明内容を考慮して許容される最大限の範囲で維持される。

さらに、確約者は、無効・不効力により影響を受ける人に対し、権利放棄が前記のとおり判断された範囲内において、無償、譲渡不可、再許諾不可、非独占、取消不能および無条件の形で、確約者が本作品について有する著作権および関連する権利の利用を許諾する（以下「利用許諾」という。）。この利用許諾は、(1)世界中のすべての地域で、(2)適用される法令または条約により与えられる最大限の期間（将来の期間延長を含む。）について、(3)現在または将来のあらゆる媒体について、かつ複製回数を問わず、(4)商用、広告、または宣伝目的を含むあらゆる利用目的について行うものとする。

その利用許諾は、確約者によって作品にCC0が適用された日から効力が生じたものとみなす。

利用許諾のいずれかの部分について、その理由の如何にかかわらず、適用される法令上無効であり、または効力が生じないものと司法上の判断がされたときは、その部分的な無効または効力の不存在は、それ以外の利用許諾を無効化しない。かかる場合において確約者は、(1)本作品についての手元にある著作権および関連する権利を行使しないこと、または(2)本作品に関連するあらゆる請求をせず、および請求原因を主張しないものとし、いずれの場合も確約者が明示的に述べられた「目的の説明」に反する行為をしないことを確約する。

4. 制限と免責

・確約者が有する一切の商標権または特許権は、この文書によっては放棄されず、他人に譲渡されず、委任されず、または許諾されず、その他の影響を受けることもない。

・確約者は本作品を現状のまま提供し、明示であるか黙示であるかを問わず、法令の定めその他の根拠の如何にかかわらず、本作品に関するいかなる表明も保証も提供しない。提供しない表明や保証には、権原の存在、商品性、特定の利用目的への適合性、権利侵害または潜在的な瑕疵その他の欠陥の不存在、正確性、誤りの有無についての表明や保証が含まれるが、これらに限られないものとし、発見可能性の有無を問わず、いずれも適用される法令の下で認められる最大限の範囲とする。

・確約者は、本作品、または本作品のあらゆる利用に関連して適用される、他人のすべての権利（あらゆる者の著作権および関連する権利を含み、かつこれに限られない。）について、その処理を行う責任を負わない。さらに確約者は、どのようなものであれ本作品の何らかの態様による利用のために必要な同意、許諾、またはその他の権利を取得する責任を負わない。

・確約者は、クリエイティブ・コモンズが本文書の当事者ではなく、このCCOまたは本作品の利用に関連するいかなる義務または責任を負わないことを理解し、同意する。